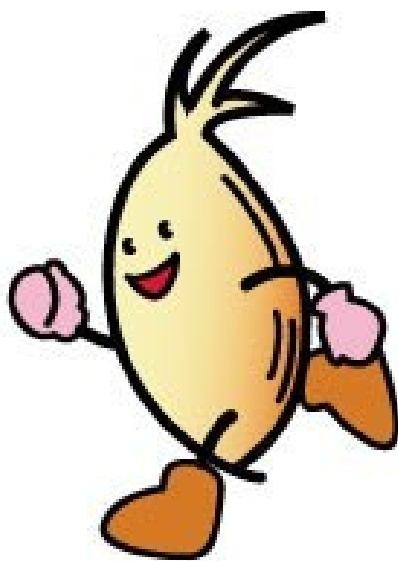


東三河広域連合

令和8年度 第1回

不動産共同公売のご案内



東三河のマスコット
みのりん

令和 8 年度第 1 回東三河広域連合不動産共同公売のご案内

東三河広域連合は、「東三河はひとつ」を合言葉に東三河の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）が愛知県の許可を受け平成 27 年 1 月 30 日に設立した特別地方公共団体です。

東三河広域連合の取扱事務のひとつとして、税負担の公平性を守るため、市町村から移管された高額・徴収困難な滞納案件に対する差押や公売などの滞納処分を実施しています。

東三河の 8 市町村と東三河広域連合の不動産共同公売に、ぜひご参加ください。

■ 公売財産一覧

土 地 ・ 建 物			
売却区分 番号	財産の種類	財産の所在地・内容	見積価額（円）
			公売保証金（円）
豊橋市 1	土地（宅地）	(土地) 豊橋市中野町字二本松西 25 番	38,340,000
	家屋（居宅） 家屋（物置）	(家屋) 豊橋市中野町字二本松西 25 番地 家屋番号：25 番 豊橋市中野町字二本松西 25 番地 家屋番号：25 番 2	3,840,000
蒲郡市 1	土地（宅地）	(土地) 蒲郡市宮成町 105 番 12	5,650,000
	家屋（居宅・ 作業所）	(家屋) 蒲郡市宮成町 105 番地 12 家屋番号：105 番 12	570,000
蒲郡市 2	土地（宅地）	(土地) 蒲郡市形原町広田 6 番 12、29 番 6	4,190,000
	家屋（居宅）	(家屋) 蒲郡市形原町広田 6 番地 12、29 番地 6 家屋番号：6 番 12	420,000

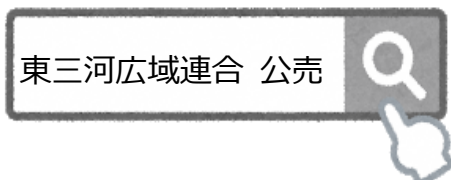
※売却区分番号の市町村名が、執行機関となります。

※物件詳細は、東三河広域連合のホームページでご確認ください。

■ 東三河広域連合が実施する公売のご案内ホームページ

<https://www.east-mikawa.jp/1204.htm>

東三河広域連合 公売



「東三河広域連合 公売」で
検索してください

■ 参加申込 および 公売保証金納付期間等

公売に参加するには、事前の参加申込と公売保証金の納付が必要です。受付期間内に各執行機関の受付場所にて参加申込のうえ公売保証金を納付してください。

売却区分番号	受付期間	受付場所
豊橋市 1	令和 8 年 9 月 1 日(火)午前 9 時から 令和 8 年 9 月 1 0 日(木)午後 5 時まで	豊橋市役所 納税課 (豊橋市今橋町 1 番地)
蒲郡市 1、2		蒲郡市役所 収納課 (蒲郡市旭町 17 番 1 号)

※受付時間は、土日祝日を除いた午前 9 時から午後 5 時です。

※本人確認書類（免許証等の公的機関の発行する書類）をお持ちください。

※公売保証金は公売財産ごとに金額が定められています。公売が中止になった場合や落札できなかった場合は、口座振込にて公売保証金を返還いたします。返還まで日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 公売会場、入札・開札日時

公売会場	豊橋市職員会館 3 0 1 会議室 (豊橋市八町通二丁目 1 6 番地)
入札日時	令和 8 年 9 月 1 6 日 (水) 午前 1 1 時 0 0 分から午前 1 1 時 2 0 分まで
開札日時	同日 午前 1 1 時 2 1 分

※自動車でご来場の場合は、豊橋市役所駐車場に駐車可能です。

駐車券を公売会場までお持ちください（駐車料金が無料となります）。

※受付開始時刻は午前 10 時 30 分です。入札までの手続きに時間を要しますので、時間に余裕を持ってご来場くださいますよう、お願いいたします。

■ 売却決定日時および買受代金納付期限等

売却決定日	令和 8 年 1 0 月 7 日 (水) 午前 10 時 00 分
買受代金 納付期限	令和 8 年 1 0 月 7 日 (水) 午後 2 時 30 分
買受代金 納付場所	売却区分番号 豊橋市 1 : 豊橋市役所 納税課 売却区分番号 蒲郡市 1、2 : 蒲郡市役所 収納課

※買受代金（落札金額から公売保証金の金額を差し引いた残りの金額）は、買受代金納付期限までに各執行機関が納付を確認できるようにご納付ください。

■ 公売の中止について

公売公告後であっても、滞納税の完納等により入札直前に公売を中止する場合がありますのでご了承ください。公売参加の際は事前に公売中止の有無をお問い合わせください。

※なお、公売中止の場合には東三河広域連合のホームページでも確認できます。

■ 権利移転の時期

原則として、買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、農業委員会等の許可または届出の受理があったときに取得することとなります。

■ 危険負担

公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として売却決定に基づく買受代金が全額納付されたときに買受人に移転します。

したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することとなります。

■ 権利移転に必要な関係書類

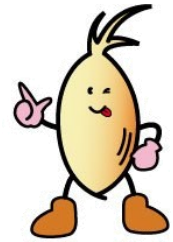
買受人は、買受代金を納付した後、執行機関の指定する日までに執行機関へ所有権移転登記の請求をしてください。所有権移転登記の請求手続きには、次の書類が必要です。

- ◆所有権移転登記請求書
- ◆売却決定通知書
- ◆個人の場合は住民票の写し
- ◆法人の場合は法人の登記事項証明書
- ◆登録免許税相当の領収証書または収入印紙
- ◆市町村が発行する固定資産評価証明書または同通知書
- ◆登記関係書類の郵送料または郵送料相当分の切手
- ◆公売財産が農地の場合、市町村の農業委員会等の発行する権利移転の許可書または受理通知書

■ 公売についてのお問い合わせ先

豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館4階
東三河広域連合 徴収課 ☎0532-26-9070

入札に参加される方へ



1. 入札時に必要なものについて

本人確認書類	免許証、パスポートなどの住所・氏名・生年月日が確認できる公的機関の発行する書類		
公売保証金納付証明書	入札に参加するには各執行機関窓口で事前に公売保証金を納付する必要があります。公売保証金納付時に執行機関が「公売保証金納付証明書」を発行しますので、入札日に受付でご呈示ください。 ※入札日に呈示していただけない場合は入札に参加できない場合もありますので、ご注意ください。		
印鑑・委任状	個人で入札	本人が入札	—
		代理人が入札	・ 本人の委任状（実印押印）と印鑑証明書
	法人で入札	代表者が入札	—
		代理人が入札	・ 代表権のある方の委任状（代表者印押印）と印鑑証明書
	共同入札	・ 共同入札者全員の委任状（実印押印）と印鑑証明書	
農地買受適格証明書	・ 市町村の農業委員会等が発行する「買受適格証明書」 ※公売財産に農地が含まれる場合のみ必要		
共同入札代表者届出書	・ 共同入札代表者の届出書 ※共有名義での取得を希望する場合のみ必要		
陳述書	暴力団関係者ではないことの陳述書 入札しようとする方(その方が法人である場合にはその役員)が暴力団等に該当しない旨の陳述書 なお、入札等をしようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しも必要		

2. 公売参加資格について

◆公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。ただし、次に掲げる方は直接・間接を問わず公売財産を買い受けることは出来ません。

- ・滞納者（公売財産の所有者）
- ・国税徴収法第92条（買受人の制限）または同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当し、公売の場所への入場、入札等を制限されている方

- ・ 18 歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- ・ 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- ・ 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

3. 入札参加者の本人確認等について

◆個人が入札する場合

- ・ 本人が入札する場合は、本人確認書類をお持ちください。
- ・ 代理人が入札する場合は、代理人の本人確認書類、委任状（委任者の実印が押印されたもの）および委任者の印鑑証明書が必要となります。

◆法人が入札する場合

- ・ 法人代表者が入札する場合は、本人確認書類に加えて、法人の登記事項証明書をお持ちください。
- ・ 従業員の方など代表権のない方が入札される場合は、代理人による入札となりますので、代理人の本人確認書類、委任状（法人代表者印が押印されたもの）および委任者（法人代表者）の印鑑証明書が必要となります。

4. 公売保証金の納付について

- ・ 公売保証金の額は、公売財産ごとに定めてあります。
- ・ 公売保証金は、公売保証金納付期間内に執行機関窓口にて納付してください。入札当日の納付受付は行っておりません。
- ・ 公売保証金を納付した際に、執行機関が「公売保証金納付証明書」を発行しますので、入札日にお持ちください。

5. 陳述書の提出について

- ・ 国税徴収法第 99 条の 2 に基づき、公売財産の入札をしようとする方(その方が法人である場合にはその役員)が暴力団等に該当しない旨、自己の計算において入札をさせようとする方(その方が法人である場合にはその役員)が暴力団等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、下記の様式等により陳述書を作成してご提出ください。
- なお、入札しようとする方又は、自己の計算において入札をさせようとする方が宅地建物取引業又は、債権管理回収業の業者である場合には、その許認可を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は、債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せてご提出ください。

(1) 陳述書の様式

- ・ 陳述書の様式は、入札される方が個人か法人かにより分かれておりますので専用の様式を使用してください。また、自己の計算において入札をさせようとする方は、陳述書別紙（自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項）も併せて提出する必要があります。

なお、陳述書は入札をされる「売却区分番号」ごとに作成してください。

また、陳述書の様式は当ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 陳述書の記載要領

- ・ 陳述書の住所(法人所在地)及び氏名(法人名称)欄には、個人は住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地及び商号をご記載ください。字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは新たな陳述書を使用してください。

(3) 陳述書の提出にあたっての留意事項

- ・ 陳述書は、入札参加申し込み時にご提出ください。
陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札ができませんので正確に記載のうえご提出ください。

6. 入札書の交付について

- ・ 入札書は入札当日に公売会場にて交付します。

7. 公売保証金の返還について

- ・ 落札できなかった場合は、事前に納めていただいた公売保証金を口座振込にて返還いたします。公売保証金の納付時に、執行機関に「公売保証金還付請求書兼口座振替依頼書」をご提出していただき、ご記入いただいた口座に振込にて返還いたします。
- ・ 公売保証金の返還まで日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8. 農地の買受適格証明書について

- ・ 公売不動産のうち、農地が含まれる場合は、農地法の規定により、市町村の農業委員会等の発行する「買受適格証明書」を入札する前に提出またはご呈示いただく必要があります。なお、その申請先等については、公売財産の「公売財産の概要及び利用状況等の内容」欄をご確認ください。

9. 共同入札の場合の「共同入札代表者の届出書」について

- ・ 共有名義で取得を希望する方は、共同入札代表者の届出書が必要です。この届出書には、共同入札代表者および委任者の住所、氏名、持ち分を記載のうえ共同入札参加者全員の実印の押印が必要です。添付書類として、共同入札参加者全員の印鑑証明書もご提出ください。
- ・ 公売当日に代表者の方のみが来場し、入札する場合は、代表者以外のすべての方の委任状が必要となります。

10. 買受代金の納付について

- ・ 買受代金納付期限までに、公売財産の各執行機関へ買受代金を一括でお支払いください。買受代金は、落札価額から公売保証金を差し引いた金額となります。納付の方法など詳細は、落札後の各執行機関からの説明の際にご確認ください。

1 1. 罰則

- ・ 国税徴収法第 99 条の 2（暴力団等に該当しないこと等の陳述）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者には、同法 189 条の規定により 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

1 2. その他 注意事項

- ア. 公売は現況有姿にて行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ入札してください。
- ・ 公売財産についてはあらかじめその現況（権利関係）および関係公簿等をご自身でご確認のうえ入札してください。
 - ・ 図面等は現況と異なる場合があります。その場合は現況が優先します。
 - ・ 建ぺい率および容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を表示しています。
- イ. 買受代金納付前までに公売財産に係る滞納税について完納の事実が証明されたときは、国税徴収法第 1 1 7 条の規定により、最高価申込者の決定または売却決定は取り消され、公売は中止になります。その場合、公売財産に係る権利は移転せず、既に入金された公売保証金を返還いたします。
- ウ. 買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できない場合、国税徴収法第 1 1 5 条第 4 項および第 1 0 0 条第 3 項の規定により、売却決定が取り消され、事前に納付された公売保証金は没収され、返還されない場合があります。
- エ. 公売による売却の実施を妨げる行為をしたときなどは、国税徴収法第 1 0 8 条の規定により、その事実があった後 2 年間は公売参加を制限することがあります。
- オ. 国税通則法第 1 0 5 条第 1 項ただし書きその他の法令等の規定により、換価制限（入札後の手続きが停止）となる場合があります。その場合、国税徴収法第 1 1 4 条の規定により、落札者自ら買受申し込みを取り消すことができ、公売保証金は返還されません。
- カ. 権利移転に伴う費用（所有権移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書および登記識別情報の郵送料等）は買受人のご負担となります。
- キ. 執行機関は登記上の所有権移転手続きは行いますが、公売財産の引き渡し義務を負いません。裁判所の競売と異なり、使用者または占有者に対して明け渡しを求める場合や不動産内にある動産等の処理はすべて買受人の責任において行うこととなりますのでご注意ください。

入札の手順

入札時間は午前 11 時 00 分から 11 時 20 分ですが、入札の前に公売保証金納付証明書の確認や入札書の交付等の手続きの時間を要しますので、時間に余裕を持ってお来場ください。

受付

- ・入札する物件の確認のため、公売保証金を事前納付した際に執行機関が交付した「公売保証金納付証明書」をご提示ください。
- ・スタッフが「入札の手順」をお渡しし、入札書交付会場へ案内いたします。

※「公売保証金納付証明書」の名称は執行機関により異なることがあります。

入札書の交付

- ・入札希望物件が農地の場合で公売参加に「買受適格証明書」が必要な場合は、「買受適格証明書」をご提出またはご提示してください。写しを取らせていただきます。
- ・共有名義で入札される方は、共同入札代表者の届出書等を提出してください。
- ・暴力団等に該当しないこと等を陳述する陳述書等を提出してください。
- ・執行機関の担当者より「入札書」を受領し、入札金額以外の必要事項を記入してください。
- ・入札書の交付と入札金額以外の記入が終わりしだい、案内係が入札会場へご案内します。

入札価額の記入

- ・入札書の書き方は入札書と一緒にお渡しする記入例を参考にしてください。
- ・入札価額の訂正は無効となります。書き損じた場合はスタッフに声をかけ、新しい入札書と交換のうえ書き直してください。

入札

- ・入札書を入札時間（11：00～11：20）内に入札箱へ投函してください。
- ・一旦入札した入札書は、交換、変更又は取消しをすることはできません。

開札

- ・開札後、各公売物件の最高価申込者の決定をお知らせします。

落札された方

- ・執行機関の担当者より買受代金の納付方法や権利移転手続きの説明を受けてください。

落札できなかった方

- ・公売保証金を口座振込にて返還します。

参加申込～入札～権利移転までの手順

日程	場所等	入札（落札）者	執行機関
9月1日（火） 午前9時から 9月10日（木） 午後5時まで	豊橋市役所 納税課 蒲郡市役所 収納課	参加申込 公売保証金の納付	公売保証金納付証明書 交付
9月16日（水）	豊橋市職員会館 301会議室	入 札	最高価申込者決定 落札後の説明
10月7日（水）	豊橋市役所 納税課 蒲郡市役所 収納課	買受代金納付 ※1	売却決定
売却決定日から およそ1～2週 間以内 ※3	豊橋市役所 納税課 蒲郡市役所 収納課	所有権移転の請求 ※2	法務局へ所有権移転登記手続 登記識別情報の発送

※1 買受代金は、落札した金額から公売保証金を差し引いた残りの金額となります。

※2 所有権移転にかかる費用は買受人の負担となりますので、買受代金とは別に登録免許税用の領収証書または収入印紙、郵便切手（登記嘱託書、登記識別情報等の書類郵送料相当分）も提供していただきます。

※3 公売財産が農地の場合の登記手続は、売却決定後、市町村の農業委員会等の許可または届出の受理がされ、そのいずれかのご呈示をいただいてから行いますので、その期間が必要です。